

廃第515号-3
令和4年7月6日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県長生郡長南町報恩寺464番地 株式会社居村重機工業（代表取締役 居村 秀樹） （法人番号 4040001060416）
許可の番号	第01200196818号
処分の年月日	令和4年7月6日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社居村重機工業は、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第516号-3
令和4年7月6日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県富津市田原278番地 株式会社成田産業（代表取締役 成田 政巳） （法人番号8040001051915）
許可の番号	第01200084694号
処分の年月日	令和4年7月6日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社成田産業の役員は、法第25条第1項第15号の規定により罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684